

平成 30 年

第 11 回 教育委員会 定例会

# 議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成30年 第11回 <u>定例</u> ・臨時委員会 議事録		
委員会 日程		会場
開会日時	平成30年8月30日 午前・ <u>後</u> 3時00分	佐渡市役所 畑野行政サービスセンター2階 会議室
閉会日時	平成30年8月30日 午前・ <u>後</u> 4時09分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出席者	欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人		中村 友子
1番委員 佐藤 辰夫		信田 恵子
	2番委員 仲川 正道	
3番委員 中村 友子		
4番委員 信田 恵子		
議案説明のため出席した職員		
学校教育課 課長 山田 裕之 管理主事 濱田 晴明 指導主事 後藤 修治 課長補佐 伊藤 賢治 総務係長 飯田 誠	社会教育課 課長 渡辺 竜五	
傍聴人	有 <u>無</u>	
報告の要旨	「議事の概要」のとおり	

会議で行った選挙の結果
なし

会議に付議した事件の題目

議案第 50 号 佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例施行規則を廃止する規則の制定について

報告事項

- 1 学校情報について
- 2 平成 30 年度全国学力・学習状況調査について
- 3 その他
  - ①佐渡市立学校県費負担教職員に係るストレスチェックについて
  - ②佐渡市の建設事業 5 箇年計画基本案について

次回定例会の開催日等

採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数

なし

請願、陳情

有・無

有の場合、別紙のとおり

その他必要と認めた事項

特になし

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<p>◎本定例教育委員会は、午後 3 時 00 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただいまから平成 30 年第 11 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡辺社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初めに、日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、中村委員と信田委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</li> <li>・ 日程第 2、議案第 50 号「佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例施行規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。</li> <li>・ 事務局の説明を求めます。社会教育課長。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、議案第 50 号についてご説明させていただきます。</li> <li>・ 南佐渡離島開発総合センターにつきましては、小木にございまして、そもそも小木のサービスセンター等を建築するに当たって、公民館とそういう施設を複合してつくるということで、廃止のお願いをして、条例の方は既に 3 月に廃止をさせていただいたものです。この規則につきましては、その時点でともに廃止するのが適正な手法でしたが、そのときに規則の確認等が漏れた関係で、廃止できずにあるということを今回確認しましたので、既に条例の方が廃止されているものですので、規則の廃止についてお願いをしたいというふうに考えているものです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質問等ございますでしょうか。よろしいですか。規則を同時に廃止すべきものであったということです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑なし</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ では、質疑なしと認めます。</li> <li>・ それでは、これより採決いたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件を原案どおりに決することにご異議ございませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 50 号「佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例施行規則を廃止する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、日程第 3、報告事項 1 です。学校情報についてです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告第 1 号については、個人情報に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挙手</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、報告事項 1 を秘密会とすることといたします。</li> <li>・ <b>【秘密会】</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、報告事項 2、平成 30 年度全国学力・学習状況調査についてです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後藤指導主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局の説明を求めます。後藤指導主事お願いします。</li> <li>・ では、資料の方をお配りしたいと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後藤指導主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、よろしくお願ひします。平成 30 年度の全国学力・学習状況調</li> </ul>

査の結果についてですが、都道府県別の結果については、8月1日に新聞等で報道されているところです。佐渡市全体の結果ですが、平均正答率、そして全国との比較については、広報紙「きょういく・さど」で各学校に、そしてホームページ等で一般公開してあります。詳しいことについては、今日中学校の校長会があったのですが、情報提供してまいりましたし、この場でも説明をさせていただきたいと思います。

- では、資料の方をご覧くださいと思うのですが、まず資料の1の①というのがございますでしょうか。順番にいきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。資料1の①です。佐渡市の科目別平均正答率の今年度を含めた過去5年分の結果です。昨年度から県や市町村の正答率が整数値になっています。全国平均は少数第1位までの数値になっておりますので、全国との差には多少誤差がある可能性がありますので、プラス・マイナス・1程度あるいは1未満はほぼ全国水準というふうに考えているところです。
- 小学校においては、全国水準ということが言えるかと思います。中学校は昨年度全国との差を大きく縮めました。今年度は、それを維持している状況ということです。ただ、全ての科目で全国に比べるとやっぱりマイナスになっております。そして、数学Bが依然差があるという現状、結果でした。
- 資料の1の②をご覧くださいますと、これは県、全国との比較の変化をグラフに表したものです。小学校では過去5年で見ると、全国並みか、それ以上であります。県に比べると低い状況が続いております。中学校は、全国や県を下回っているという状況は5年間続いているということです。
- 続きまして、資料の2ですが、これは児童生徒質問紙というものも一緒にやるんですけれども、その中で佐渡市が重点としている項目の推移です。質問1の食育に関する項目ですが、小学校については、摂食の割合が減少傾向であります。それから、小中学校において、約2割弱の児童生徒が毎日必ず食べているとは言えないということになりますので、学校における食育の指導、それから家庭への協力啓発を今後も継続していく必要があるというふうに考えております。
- それから、質問2は、自分によいところがあるかという自己肯定感についてです。自己肯定感が高いほど学力が高いという報告がなされているんですけれども、小中学校ともに向上傾向です。特に中学校は、顕著です。ただ、県や全国と比較すると、下回っているところがあります。教師によるきめ細かな見とりと肯定的な声かけ、互いに認め合える学級づくりを継続していく必要があるというふうに考えております。
- 3番は、夢や目標についてですが、キャリア教育に関する部分です。夢や目標をもっているということが非常に学ぶ意欲につながる部分ですので、このことについては、過去中学校で全国や県と差が見られましたが、年々向上傾向にあります。これは、小学校段階から力を入れてきているキャリア教育の成果があらわれてきているのかなと考えております。
- それから、4番、5番は家庭学習の項目です。家庭学習については、過

去と比較すると、改善傾向にあります。平日1時間以上の家庭学習においては、小学校で65から70%維持はしているんですけども、佐渡市としては70%を目標値としておりますので、そこにはまだ到達していないということです。中学校では、向上しているんですけども、やはり全国や県を依然下回っている状況です。昨年度から家庭学習習慣の確立に向けた研修会を実施して、各校における取組を推進しているところです。やはり学力の向上には家庭における学習習慣、生活習慣の改善が不可欠ですので、今後もそれを継続していきたいというふうに考えております。

- ・ 続きまして、資料3ですが、資料3は児童生徒質問紙の中で、全国との比較で佐渡市児童生徒の課題と傾向です。プラス面とマイナス面に分けてあります。プラス面については、地域とのかかわりとか、関心という面でよい傾向が昨年度もそうだったんですが、今年度も同じような結果が出ています。地域への関心、かかわりというの、学力との相関があるという報告がありますので、こういったキャリア教育の推進を続けていくことで、そのいい状態を維持していきたいなと考えております。

- ・ それから、マイナス面は家庭学習です。それから、中学校の数学への関心、意欲面です。中学校の数学は、一昨年度から数学プロジェクトとあって、数学の先生方の研修を重点的に行っています。それによって、わかるようになってきたという子どもの割合が増えてきているんですけど、何しろまだ関心はちょっと下回っているところがあるので、できる、わかる喜びを実感できる授業づくりを今後できるような研修を充実させていきたいと考えております。

- ・ それから、最後資料4ですが、これは学校別成績順の結果です。御確認いただければと思います。

- ・ 渡邊教育長
- ・ 佐藤委員

- ・ では、質問、ご意見等あったらお願いします。

- ・ 膨大な資料の作成といいますか、分析ありがとうございました。本当にここ数年見せていただいて、着実に取組の成果が上がっておられるようですが、傾向としてはどうしても切りかえられない何かそういった傾向というのは若干まだやっぱり残っています。例えば先ほど自己肯定感というの、本当に以前から佐渡は低く、そして各学校でも課題が多いといいますか、落ちつかない学校ほど自己肯定感がまた非常に低いと、これは明確にずっと出ていたかと思うんです。そういった中でも、少しずつ向上しているというのは、本当に教育委員会、そして各学校の取組のおかげだろうと、こう思っています。

- ・ 今日校長会でお話があったということですが、そのあたり全体としての説明とともに、また学校への分析として、各学校でそれぞれの課題を明確にしていると思うんですが、私はちょっと気になるというか、ここはどういうふうに捉えられるかなと思うのは、小さい学校の場合、ほんの数名しかいない学校の場合、どの立ち位置にあるかということあまり分析するほどのことはないと思うんですが、ある程度の人数がいる場合、通常であれば正規分

<p>・後藤指導主事</p>	<p>布とって、中間クラスでの子どもが多い、正答率においても。学校によっては、非常にきれいな正規分布の学校と、ある意味ではちょっと落ちつかない授業環境ですと、どちらかという中抜けの状態というか、フタコブラクダという言葉、そしてその中間にいた子どもがどこにいるかという、下の群れと言ったら失礼なんです、下がっているという、トップクラスはほとんどどんな状況でも自分で課題をもって取り組むので、崩れないんですが、その雰囲気によって中間層が下がってしまうと、全体としての正答率が低くなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ したがって、佐渡は、学校はこう言われると、非常に頑張っている子どもたち、それからまた保護者とか、地域もどうしてもよく理解していただけないというか、その意味を理解していただけない。そのあたり各学校で正答率の分布をしっかりと把握してといますか、以前から課題を明確にすることですが、そのあたりは教育委員会から指導されてやっているんですよ、各学校の課題。</li> <li>・ 各学校にもそれぞれの各学校ごとのデータが送られていて、正規分布図もその中に当然あります。ですので、学校側がどのように分析するかというところなんですけれども、今日の資料にはないんですが、やはり佐藤委員さんが言われたとおり、今まで国語、算数、A、Bがあるんですけども、A、Bともに全国平均を上回っていた子どもの割合、それからA、Bともに下回っている割合とかと、そういったところを見ていくと、やはり両方とも上回っている子どもがちょっと減ってきていたとかするんです。Aだけが上回ってBが落ちたとか、Aは上回っていてBは下回っていたのが今度はAも落ちたとか、そういったところをやっぱりもう少し割合とかも分析をしていく必要があるかと思います。</li> <li>・ 今日、校長会の中で各学校の取組の具体的な例として、これは文科省から出ていることなんですけども、何しろ学力に問題がある子どもに対して補充学習をしっかりとしていくことも一つの取組だということもお話をしてきました。全体像を見ることも大事なんですけども、やはり課題となる子どもに対する指導というものもしっかりやってほしいということで、お話をしてきたところです。</li> </ul>
<p>・佐藤委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ありがとうございます。もう一点よろしいですか。</li> <li>・ 私は、いただいた資料を見せていただいて、資料3のプラス回答と、それからマイナス回答、こういうところであえて理科というのが出ているものですから、プラス回答で。非常に自然現象、こういう自然に対する、また理科、科学に対する興味というか、そういうものは非常にあるな、プラス志向の回答が小学校にも中学校にもあります。しかし、点数というところには非常に落ち込みが見られるわけです。極端に見られるわけですが、これも以前からというところが、これは全国的にある意味ではあるんですが、特に佐渡の場合顕著に出ているようです。私は、この原因として、授業は非常に充実していると思うんです。こうやって実験もいっぱいしているし、またそれが</li> </ul>

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 後藤指導主事</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 山田学校教育課長</p>	<p>日常の自然と結びついて興味、関心がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ しかし、テストになるとなかなか知識として定着していない。これは、やはり私は復習が足りない、はっきり言って。要するにそういった問題を解いたり、または当然、実験すればレポートとか、そういうのは皆書くと思うんですけど、しかし帰着するところは、やっぱり知識はしっかりつけておかないと活用できません。そのあたり私は家庭学習というのがこれは全教科にわたったのがもろにこういうところに出ています。B問題もそうなんですけど、絶対的に復習が足りないと、どの教科においても。特に理科なんかは、関心はあるんだけど、それが知識のところへつながってっていないという、そのあたり本当に家庭学習取り組んでおられるわけですが、これからもぜひともお願いしたいと。特に練習帳といいますか、ドリルじゃないんですけど、そういったワーク類、よく保護者からうちの子ども部屋にあるワーク類未記入のものが非常に多いと。高いお金を出して、どういう指導をしているんですかという、こういう苦情が来ることがあります。関心のある保護者です。こういうところは、やっぱり徹底することによって、1回やるのをだめなら2回やるとか、そういったことで、家庭学習充実にそういった取組をしてやると、必ずこれは私は点数は上がると思いますし、授業規律とその復習の部分、ぜひともご指導を進めていただきたいなと思います。ありがとうございます。</li> <li>・ 理科は3年前にやったんでしたっけ。それとの比較というのはできているんですか。</li> <li>・ 数値でしょうか。これです。</li> <li>・ これが3年前ですか。そうすると、理科は分野がありますよね。分野の例えば実験するとき、小学校で何の実験をするのかによって、この分野は得意だけど、この分野は嫌いというような傾向は出ていないですか、問題に。単純に言うと、物理、化学、生物、地学とあります。その分野によって、当然得意、不得意があると思うんですけども、そのものというのはどこか数値が出ませんか。問題によってということになるんですか。</li> <li>・ お互いに理科の教師ということで、理科に関しては、いわゆるA問題、B問題と分かれていなくて、いわゆる基本問題と活用問題が一緒のセットになっていてやっているわけで、私がざっと見たところ、やはり低いのは、いわゆる算数、数学、国語で言うB問題の部分の解答がどうしても伸びていないのが全体的な点数が若干落ちているところに影響しているというふうに私は捉えました。</li> <li>・ ですので、先ほど佐藤委員がおっしゃった知識の定着という点については、もちろん十分ではないんですけど、そこそこ私は健闘しているんじゃないかと思っています。</li> <li>・ そこで、やっぱりB問題のないいわゆる考察、思考の部分の伸びがない原因は、やはりここに後藤指導主事まとめてくださいましたが、観察実験をや</li> </ul>
---	---

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 後藤指導主事</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 山田学校教育課長</p> <p>・ 後藤指導主事</p> <p>・ 山田学校教育課長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 後藤指導主事</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 山田学校教育</p>	<p>りっ放しという乱暴ですけども、やったその結果から何が言えるのかといったあたりを分析し、自分なりに考えを書く、それを討論するというようなことがまだ授業の中には十分組み込めていないのかなと。いわゆる中学校なんか特にそうですけど、実験も時間かかりますので、やって終わり、まとめは次のときやったかやらないかみたいになってしまうと、どうしてもその部分が弱くなるので、50分なら50分の時間の中で、どうその組み立てを行うか、復習の部分をこの時間できなかつたら次のどこでそういうことをやるかというあたりの授業改善というのが家庭学習ももちろん大事ですけども、その結果から何が言えるかというあたりを引っ張り出してくる、そういう考え方、思考の仕方を訓練していくという取組を今後考えていく必要があるのかというふうに思っています。</p> <p>・ ただ、佐渡市の場合、極小規模校、小規模校ばかりで、理科の教師も正規が入れないような学校が本当たくさんいる中で、私は非常に健闘して、特にアンケートの方の実験を非常にやっていただいている、非常に数字が伸びているというあたりは、先生方の努力の跡が見えてきたかなというふうに思っています。</p> <p>・ 私がさっき質問したのは、実験ができて楽しいと言っているのに、点数が悪いということは、実験が偏っているんじゃないかなという、そういう意味で言ったんです。だから、先生によっては得意であるじゃないですか。佐渡の場合は、自然観察だとか、そういうのは日常的にできると思うので、やりやすい教材であると思うけども、物理とか、化学というような実験は準備しなきゃいけないので、なかなかできないんじゃないかと思うんです。そういう面で言うと、点数に偏りがあるので、実験は楽しいけども、実際テストやってみるとできていないというのはあるんじゃないのかなという。ちょっとまたそういう面でも見てください。</p> <p>・ わかりました。</p> <p>・ ほかにございますか。</p> <p>・ 来年度からはAB問題はなくなるんですよ。</p> <p>・ そうです、なくなります。</p> <p>・ こういう感じの分析がちょっとできなくなる。</p> <p>・ 問題ごとの分析ということになるよね。でも、それにはAB、基本問題か応用かというのがついていますよね。</p> <p>・ 多分ついていると思います。</p> <p>・ こういう結果で出てこないという、一緒くたになるわけだね。</p> <p>・ 児童生徒にやらせる問題は、一緒くたにやったとしても、例えば集計の</p>
---	--

<p>育課長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 山田学校教育課長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 委員全員</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 山田学校教育課長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 飯田総務係長</p>	<p>中で今はこうなっているのですから、こういうふうにしてもらうような仕組みをちゃんとそれこそ担当しているところがつくってくださると本当はいいんですけども。</p> <p>・ 文科省が出さないと全国平均が出てこないのですね。</p> <p>・ せっかくここまでA問題、B問題、要するに思考力、判断力、応用力というところをこれだけ力入っていた中で、一緒にすることによって、またその流れが止まってしまうのは、いわゆるこれからは知識偏重でないと言われていてこのからの子どもの育て方の中で、また詰め込みみたいな覚えればいいみたいなものになっていくのは非常に困るので。</p> <p>・ 他にご意見、質問等どうでしょうか。よろしいですか。</p> <p>・ 質疑なし</p> <p>・ では、質疑なしと認めます。</p> <p>・ 報告事項3、その他ですが、佐渡市立学校県費負担教職員に係るストレスチェックについての報告をお願いします。</p> <p>・ 事務局の説明を求めます。学校教育課長、お願いします。</p> <p>・ では、資料ナンバー4というものが別紙で配られていると思うんですが、これについてで、佐渡市立学校県費負担教職員に係るストレスチェックについてということになります。この件に関しましては、担当しております飯田総務係長の方から説明していただきます。</p> <p>・ お願いします。</p> <p>・ それでは、ストレスチェック制度の概要です。</p> <p>・ 労働安全衛生法の改正によりまして、平成27年12月に施行されたものです。労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルス不調になることを未然防止することを1次予防を主な目的としています。</p> <p>・ ストレス制度の実施義務となる事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場で、常時50人未満の労働者を使用する事業場の実施は、努力義務となります。佐渡市の小中学校では、常時50人以上の教職員がおりませんので、ストレスチェックの実施は努力義務となっております。</p> <p>・ しかしながら、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止のため、できるだけ実施することが望ましいとされておりますし、県教職員組合の佐渡支部からも実施の要望等がございまして、平成30年度に予算計上し、協議を行いました。</p> <p>・ 2番目、委託業者として計画しているところですが、公立学校共済組合へ委託し、同組合が提供します心の健康チェック事業のストレスチェックオプションを利用して行います。選定理由としまして、国が推奨する57項目の職業性ストレス簡易調査票に加えまして、教職員特有のストレス要因について質問11項目をプラスして実施できることがあります。これには、就業時間や睡眠の状況、活力や誇りなど、また職場での理解度などの質問項目が</p>
--	---

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 中村委員</p> <p>・ 飯田総務係</p>	<p>加わっています。また、個人情報厳正に管理しておりまして、人事異動がありましても、県内同事業を実施している教育委員会であれば、情報を共有できるメリットがございます。現在県内の20市中12市が導入しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3番目に、ストレスチェックの実施の流れです。経過と予定になりますが、教職員の代表と教育委員会との意見交換会を7月27日に実施しております。この教職員代表の中には、小中学校の校長先生の代表、ほかに小中学校教育研究会事務局の先生方、養護教諭の代表者、学校事務職員の代表者、最後に教職員組合の代表者と意見交換会を行いました。そして、この後小中学校の校長会で9月5日に小学校、9月28日に中学校で説明をいたしまして、委託契約を10月上旬に行い、実施の運びとなります。</li> <li>・ ストレスチェックの受検なんですけれども、インターネット環境にある端末からの入力になりますので、学校のパソコンですとか、自己所有のパソコン、スマートフォンなどで質問項目に回答すると、ストレスの状態の自動判定がされまして、結果が直ちに画面に表示されることとなります。これを11月中旬ごろに予定しております。</li> <li>・ 4番目のストレスチェックの結果についてです。ストレスチェックの受検から約1週間後に公立学校共済組合の直営病院の医師が個人が入力したストレスチェック結果を確認しまして、高ストレス者で面接指導の対象者に該当するかどうかの判定をシステムに登録いたします。利用者は、各自システムに再度アクセスをしまして、面接指導の判定結果を確認しまして、高ストレスの判定等がありましたら、所属長や教育委員会への相談、また通院により医師の面接を受けるなどの対応を行うことといたします。</li> <li>・ 公立学校共済組合では、佐渡市の全小中学校のストレスチェックが完了しました後、所属所ごとの比較分析を行いまして、その結果をシステム化して、教育委員会へ集団分析結果の資料を提供することとなります。</li> <li>・ なお、ストレスチェック制度の本来の流れとしましては、高ストレス者で医師の面接指導を希望した場合には、面接を実施し、医師から意見を聴取し、必要に応じて就業上の措置を行う場合がございます。ただ、市の教育委員会では、各学校が50人未満の事業場のため、ストレス制度の実施は努力義務となっておりますことから、医師との面接指導も義務ではなっておりません。そのため、今後市の総務課とも協議を行いまして、面接指導医につきまして、検討を行っていきたいと考えております。</li> <li>・ ただいま説明がございましたが、質問、意見等ありましたらお願いします。</li> <li>・ 一つ教えてください。ストレスチェックの結果のところ、利用者は各自でシステムに再度アクセスしてとあるんですけど、その高ストレス者に対して委託業者からあなたは高ストレス者なので、面接を受けてくださいというその案内は向こうから来るのではなくて、自分でアクセスしないとわからないということですか。</li> <li>・ はい、そういうこととなります。1次的な結果につきましては、本人が</li> </ul>
---	---

<p>長</p> <p>・ 中村委員</p> <p>・ 飯田総務係長</p> <p>・ 渡辺社会教育課長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 佐藤委員</p> <p>・ 飯田総務係長</p> <p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 山田学校教育課長</p>	<p>質問項目に入力したときに直ちに結果が出るんですけども、それから1週間以内の間に公立学校の医師の方で高ストレス者の判定をしまして、その結果をシステムの方に入力して、それを本人の方で再度アクセスして確認をしないと、通知等は個別にという形にはなっておりません。</p> <p>・ そうしたら入力した時点で、おおよその結果が出ると、恐らくそこで満足してしまうのかなと思うんです。そうすると、結局やりっ放しの事業になってしまって、未然防止というところにはつながっていかないのかなと思うんですけど。</p> <p>・ 先日の意見交換会のときにも、学校の先生、教職員、組合の方もいらっしゃいましたけども、管理職の先生方の方からも、働きかけをしていただいて、一緒に実施するですとか、結果についても閲覧期間になりましたので、お互いに閲覧しましょうみたいな声かけをしていただく中で、そういったことを防いで、再度確認するのを怠らないようにしていただきたいと考えております。</p> <p>・ 1点だけ補足させていただきますが、実はストレスチェックにつきましては、例えば周りとか、仲間があなたのストレスチェックを見たのということ自体もうなかなか禁止といえますか、難しくなりました、まして上司があなたストレスチェックやりなさいよ自体がストレスになるということで、それがちょっと難しいところがあるところです。そういう部分で、総務課でちょっと人事やっていたもので、そのちょうどやり始めが私の仕事だったので、私も中村委員と同じような思いがあったんですが、やはり基本的に自分が自分でちょっと気がついて守ることをきちっと周知していくという形の対応が主流になるというふうに思っております。</p> <p>・ ほかに質問等ございますか。</p> <p>・ このストレスチェックの受検なんですが、努力事項ということですが、この県費負担教職員は、対象は全員ということで、いつからいつまでの間にやってくださいという形で管理職からいくわけですか。</p> <p>・ そうです。契約に入りますと、実施期間が共済組合の方からいつからいつの間の2週間程度というふうに通知がありますので、その期間を各学校に周知しまして行っていただくこととなります。</p> <p>・ ほかにいかがですか。</p> <p>・ 補足説明です。先行実施をしている市がもう既にありまして、そちらの方の情報を持っている方からお聞きした内容によりますと、まず実施できる状況になっていても、実際自分の方で実施しないという教職員も非常に多いというふうに聞いておりますので、まずは制度を導入して、その実施を自らするというところからまずはスタートかなというふうに思っています。</p> <p>・ 先ほど社会教育課長もおっしゃったように、やれとか、強制するのなかなか難しいので、上手に制度にのせていくには、少しそういう点では周知に時間もかかるのかなと思っています。</p> <p>・ また、慌ててあるいは無理やりやることによつての弊害というのも十分</p>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 飯田総務係長</li> </ul>	<p>気をつけながら取り組んでいく必要はあると思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほかにございますか。これは、今年度からですか。</li> <li>・ 今年度からになります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 27 年度ぐらいからやってほしいという要望は特に教職員組合あたりを中心に教育委員会に上がってきていたんですが、なかなか準備が進まず、頑張っってやっところまでたどり着いたという状況であります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 山田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立学校では、平成 27 年からやっていると思うんですけど。</li> <li>・ 県立の場合は、50 人超えているところが圧倒的に多いので。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 山田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そういうことか。</li> <li>・ 強制的にというか、必ずやらなければいけない。我々もこの前やりました。50 人超えている職場なので、我々は。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 山田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ やらなきゃいけない、これはじゃそれ以下の。</li> <li>・ 我々は義務なんです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 山田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納得</li> <li>・ 佐渡市の小中学校は、期せずして 50 人のところがないので、努力義務の中に全部の学校が入っている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡辺社会教育課長</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 信田委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カウントが小中学校ごとにカウントするわけです。カウントの仕方自体は。</li> <li>・ はい、わかりました。少しでも浸透するといいですね。</li> <li>・ 民間なんかですと、いろいろの人事考課とかありました。そういうことで、研修会をやります。その時点で自分のいわゆるストレスチェック的なことを考課研修の中で行います。考課面接も行います。それで、その中でまたそれを回収するわけではないんですけども、職場の中で、いわゆる係長であるとか、直接担当の主任であるとかというのが人事考課をしていくその一つの段階の中でそういう問題であるとか、心身の状況とかを拾い上げていくようなシステムが施設関係では持っています。そういうのも少しずつ出てきていますので、急に受けましようといっても、先生方なかなか難しいですけど、健康診断は皆さんはやられると思うんですけども、自分で有休をとって健診センターに行くとか、そういうのはあると思うんですけども、その中に項目の中に一ついわゆるストレスを把握できるような検査項目というか、そういうものがあると比較的今日はストレスチェックやるんだよと構えて、かえってそれは負担になるようなよりもいいのかなという思いもします。だから、ちょっと気軽に受けられるというか、気楽にというか、一つ健診の中の一つの大事な心身の状況ですから、体の健康ももちろんそうですし、心の健康も、そういうふうな視点でもいいのかなと思います、参考までに。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 佐藤委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今のは貴重な意見です。ほかにいかがですか。どうぞ。</li> <li>・ これは、強制ではないのですよね。させられるというような発想では、</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飯田総務係長</li> <li>・ 佐藤委員</li> <li>・ 飯田総務係長</li> <li>・ 佐藤委員</li> <li>・ 渡辺社会教育課長</li> </ul>	<p>全てネガティブというか、そういう回答が出てくると大きく影響すると思うんです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結果につきましても、本人の同意なくして上司ですとか、職場の方が知り得るといふことはないうようになっております。</li> <li>・ ちなみに公立学校共済組合の直営病院というのは、具体的にはどこにあるんですか。すみません、佐渡にはないですよ。</li> <li>・ 全国に8カ所あるんですけども、関東中央病院ですとか。</li> <li>・ 面接という、そこの枠組みなんですか。</li> <li>・ 医師の面接が要ります、高ストレス者については。医師が全員診るといふことになりますので。ですから、法律的に先ほどもちょっと信田委員のご指摘も踏まえて、法律的に健康診断については、一定の項目は決まっています、その項目で今やっているといふことになりますし、ストレスチェックにつきましては、これも法律で事業者がストレスチェックをできるような体制をつくりなさいといふことになっていますので、今言った決して強制ではないですが、基本的には皆さん受けてくださいねといふことをちゃんと従業員に伝えなきゃいけない。今言ったように、ご自分の意思でご自分が通知を見たときに、高ストレス者であれば、医師に面談が申し込めると、それは管理職等は一切基本的に関与せずに進めていく流れてなって、職場で言うと佐渡市には衛生委員会とか、そういうものがございまして、そういうところで医師等を含めて対応していく、それでその中で高ストレス者希望があれば、全て医師の直接面談があるという流れでストレスチェックが今進んでいるような状況です、全体としましては。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 渡辺社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほかにございますか。よろしいですか。</li> <li>・ 質疑なし</li> <li>・ では、質疑なしと認めます。</li> <li>・ その他として、事務局から何か。</li> <li>・ 社会教育課の方から一つご説明したいと思います。</li> <li>・ この大きな施設の名前がある資料でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、実は建物、施設につきましては、取得及び廃棄については、市長部局の職務といふことになっております。取得の必要性は全て教育委員会で諮ります。取得については、市長部局が行うといふふうになっていますし、廃棄につきましては、基本的に目的施設、要は教育施設については、教育施設で廃棄することはございませんので、一般的には普通財産という形状に入れかえて、要は目的のない財産という形に施設を置きかえてやります。これが先ほど言った条例の廃止といふことになります。条例で目的を設置して、施設を設置している以上は、教育委員会の所管ですし、その条例は先ほど規則を廃止しましたが、条例を廃止した段階で、市長部局の所管になるというのが法律の流れでございます。</li> <li>・ そういう状況の中でございますが、今これ以前からちょっと問題になっ</li> </ul>

ている体育館等の問題でもご存じかと思えます。その中で、合併特例債という借金と言えば借金なんですが、お金を借りると、約7割を国が交付税で負担してくれるというような制度でございますが、この計画につきまして、5年間合併特例債計画が延びるということで、それのもとになる新市建設計画、それをつくり直すという作業が必要になります。その新市建設計画は、先ほど申し上げたように5年延びますので、31から35年度の建設事業基本案ということで、ここにある15はスケジュールが決まったものだけ挙げております。この5年間のうちで200程度この後ろにまだ具体的なものが決まっておりますが、壊したり建てたりする計画があるというふうにご理解いただきたいと思います。この建設計画を議会が認めることによって、初めて合併特例債事業が成り立つという仕組みになることとございます。

- 昨日全員協議会でご報告しました。その中で、議会の方は特にここを見ていただければわかりますが、1番、両津病院は関係ございませんが、2番、中央会館、3番、両津文化会館、4番、両津公民館、5番、6番飛ばして、7、8、9、10、11、12、13まで社会教育施設でございます。先ほど言ったように厳密に言うと、12と13は条例をもう廃止していますので、社会教育施設ではございませんが、市長部局の所管ということになるのですが、それ以外は社会教育施設ということになっております。
- その中で、基本的に、左の黄色い方をばっと見ていただくと一番わかりやすいんですが、合併特例債を活用してこの10の事業を行いますということで、議員に説明をしております。特に問題になるのが中央文化会館、これはアミューズメントですが、アミューズメントの工事自体よりも、その下にある両津文化会館の廃止のことが以前から問題になっております。もう一つが6番の新穂体育館、7番の真野体育館、武道館ということで、ここが問題になる案件ということとございます。
- 教育委員会といたしましては、両津文化会館につきましては、陳情の方で残してほしいという点と、代替をしっかりと議論してほしいという2点がございます。そういう部分で、4番になりますが、佐渡島開発総合センター3階ホールということで、ここを代替施設として改良するというところで、1億円の計画を立てておるところでございます。
- 6番の新穂体育館につきましては、ここは請願でありまして、この請願は勝手に施設を壊さないでほしいと。それには市民同意を得るように、市民同意が先ですという請願でございましたので、35年に壊す計画のもと、31年以降にまだ使えるようにします。この根拠は、基本的に年間80万円ぐらいしか経費がかからない施設でございますので、大きな改修も今必要ない。一つガラスの改修が要りますが、そこだけでございますので、住民としっかり話し合いをしながら35年の解体時にはきちっと代替を含めてやっていきたいというのが新穂体育館の方針でございます。
- 真野体育館につきましては、31年度から廃止の予定になっておりますかここは請願につきましては、体育館のことではなくて、公民館施設をきちっ

と代替を出してほしいという請願がございます。それにつきましては、この、大きな方の10番を見ていただければと思います。真野公民館新築工事、駐車場整備工事ということで、体育館で使っている公民館施設の部屋を真野公民館として体育館の跡地につくるという案で市長部局と話をしておるところでございます。

- ・ そういう形で我々としては、請願、陳情にあわせた形でこの新しい案を練り込んだ中で、9月の18日ごろから利用者説明会、9月の下旬から市長による、市長の方はこの建設事業の基本計画全体像を10地区を回って説明するというので話をしておりますので、その説明会を通して、先ほど申し上げた新市建設計画を議会承認するのが12月の議会のスケジュールでございますので、そこまでにしっかりと市民同意をとりながら進めていきたいというところを昨日議会にご説明したところです。

- ・ 議会の反応は余り芳しくございませんでした。大きな理由の一つが以前否決されたものをこのまま余り変わらずにという点ですが、実際には市民からの請願、陳情については対応しておるつもりでございますので、前回よりは内容は大分変わっておるんですが、基本的に壊すということ自体が変わっていないというところで、ご指摘を受けておりますし、市民合意も得られないだろうということも言っております。これも陳情、請願について、我々としては最大限の対応をしておりますので、これで説明をさせていただきたいということもございますし、議会とはちょっとかみ合っていない部分もありますが、この説明に入ると、また教育委員会ということで教育委員の皆様方にも情報を今日ご説明させていただければと思います。説明会のスケジュールと12月議会でこれが最終的に議決になっていくというところのこの5年間の具体的な計画がありますし、その中で合併特例債、ちょっと焦点になっておりますが、これを5年間で使うのが、この黄色い方の事業で使うというところをご理解だけいただければと思ひまして、今日は報告をさせていただいたところです。

・ 渡邊教育長

- ・ ただいま説明がございました。昨年の秋にいろいろ説明会をしたこと、施設的には両津の文化会館の話、公民館の話、それから新穂の体育館、真野の体育館ということで、変わりはないんです。文化会館以外の公民館については、もう既に両津支所の方にできておりますので、これについては問題ないかなというふうに思いますが、両津支所の中の開発センターの改修については、文化会館を壊すために代替として利用するというので、昨年ここは住民との合意ができていなかったというか、意見が分かれて、住民の中で、市民の中で意見が分かれていたので、時間切れということで進んできたんですが、今回は3つとも代替を示していくということで、この後説明に行きたいというふうに思っております。

- ・ 予定としては、9月の中旬過ぎ、下旬にかけて説明を行うと。利用者説明会です。そっちを行うということであります。その後市長が10地区について、この合併特例債全体の話の説明会に行くと、そして有識者会議を行っ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡辺社会教育課長</li> </ul>	<p>て、パブコメもとるということで、広くいろんな意見を聞きながら、12月議会にいくというような形になるというふうに思います。今回かなり広く意見を聴取するということになりますので、大がかりな作業ということになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見等ありましたらお願いします。大きな項目としては、昨年と変わりませんので、内容について余分にお金がかかってしまっていると、そういう言い方失礼ですけど、住民の方の意向に沿った代替を考えていっているということでもあります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡辺教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これの7と8なんですけど、新穂のガラス修理に400万円となっていますが、これは別に老朽化ではなくて、新穂のサービスセンターを建てるときに、既にあそこは壊す予定になっていましたので、体育館との距離とか、それを全く計算せずに建てています。それは壊す計画だったためです。ところが、建物が建っているので、耐火ガラス、公共施設の場合一定の距離の間があった場合、耐火ガラスを入れなきゃならないと。ですから新穂の体育館もサービスセンター側のところに耐火ガラスを全部はめなきゃいけない、それが400万円ということなんです。</li> <li>・ 昨日議会からもこれが壊すのに高いじゃないかと言われてましたが、新穂からの意見は、もっとしっかり議論してくれということでしたので、ましてそのもの自体がコストかからないので、400万円かけても使えるようにした上で、この3年間でしっかり議論をしながら進めていきたいということで説明をしたところでございますので、もしこれがお金がもったいなくてこれを400万円をやらないとすると、もうあすからでも使用閉鎖になります。壊すまでの間ですが、使用禁止に、これは建築基準法で決められていますので、どうにもならないので、教育委員会としては市民との議論のために400万円かけても仕方ないという判断を市長部局も含めてしているところでございます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡辺教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡辺教育長</li> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ よろしいですか。また、ご意見等ありましたら随時こちらの方にお伝え願いたいと思います。</li> <li>・ 質疑なし</li> <li>・ ほかに事務局からはございますか。</li> <li>・ 10月の予定になりますが、10月の17日の水曜日に相川小学校の竣工式を予定しております。今その日程で進めておりますけれども、17日の日に委員の皆様、出席の方お願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡辺教育長</li> <li>・ 伊藤学校教育課長補佐</li> <li>・ 佐藤委員</li> <li>・ 渡辺教育長</li> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間は。</li> <li>・ 午後の2時から3時の間を予定しています。</li> <li>・ 私予定が入っているのですが、いいですか。島内にいないので。</li> <li>・ 出られる方ということですね。じゃ、ご予約の方をお願いします。</li> <li>・ 委員の皆様何かございますか。いいですか。</li> <li>・ 発言なし</li> </ul>

・ 渡邊教育長	・ では、最後のところに行きます。日程第4、「次回の定例会の開催について」、事務局からの説明をお願いします。
・ 渡邊教育長	【9月28日（金）で提案し、各委員の都合を聞いて調整した。】 ・ 次回は28日金曜日午後3時から5時までということです。 ・ では、以上で平成30年第11回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後4時09分終了</p>